



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○自動車損害賠償保障法第二十八條の三第一項に規定する準備金の積立て等に関する命令の一部を改正する命令

(内閣府・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通)

○農業信用基金協会の事後報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令(内閣・農林水産)

〔省令〕

○特別職の職員の給与に関する法律施行令第一条の所得の額の算定に関する省令(総務五三)

○退職手当の返納に関する省令の一部を改正する省令(同五四)

○退職手当の支給の一時差止め処分に関する省令の一部を改正する省令(同五五)

○失業者の退職手当支給規則の一部を改正する省令(同五六)

○恩給給与細則及び国会議員互助年金法施行規則の一部を改正する省令(同五七)

○総務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令の一部を改正する省令(同五八)

○総務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令の一部を改正する省令(同五九)

○行政書士法施行規則の一部を改正する省令(同六〇)

○行政書士法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(同六一)

○社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法の特例等に関する省令(同六二)

○収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令等の一部を改正する省令(同六三)

○石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令(総務・経済産業)

○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令(法務四六)

○学校教育法施行規則の一部を改正する省令(文部科学一六)

○学校法人会計基準の一部を改正する省令(同二七)

○独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令(同二八)

○独立行政法人国立博物館に関する省令の一部を改正する省令(同二九)

○国立大学等の授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令(同三〇)

○国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令(同三一)

○学校保健法施行規則の一部を改正する省令(同三二)

○賃金構造基本統計調査規則の一部を改正する省令(厚生労働五四)

○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令(同五五)

○理容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令及び美容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部を改正する省令(同五六)

○勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令(同五七)

○国民年金法施行規則及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同五八)

○労働安全衛生規則の一部を改正する省令(同五九)

○医療法施行規則の一部を改正する省令(同六〇)

○国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令(同六一)

○国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令(同六二)

○独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(同六三)

○薬事法施行令第一条の二第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる医薬品、医薬部外品、化粧品並びに医療用具の品の製造の工程が二以上の製造所にわたる場合の製造管理及び品質管理に関する省令を廃止する省令(同六四)

○放射性医薬品の製造及び取扱規則の一部を改正する省令(同六五)

○薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(同六六)

○中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令(同六七)

○労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令(同六八)

○職業安定法施行規則の一部を改正する省令(同六九)

○厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令(同七〇)

○中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(厚生労働・経済産業)

○経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律に基づく改善計画に係る認定の申請等に係る特例に関する省令を廃止する省令(同三一)

○日本中央競馬会法施行規則の一部を改正する省令(農林水産五〇)

(以下次のページへ続く)

○在外教育施設の指定を解除した件
(同五八)

○労働基準法施行規則第三十八條の七から第三十八條の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件
(厚生労働一三二七)

○消費税法施行令第十四條の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を經營する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等
(同二二八)

○石綿障害予防規則第十六條第一項第四号の厚生労働大臣が定める性能を定める件(同二一九)

○石綿障害予防規則第十六條第二項第三号の厚生労働大臣が定める要件を定める件(同二三〇)

○石綿障害予防規則第十七條第一項の厚生労働大臣が定める要件を定める件(同二三一)

○石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程を定める件(同二三二)

○特定科学物質等障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能の一部を改正する件(同二三三)

○化学物質関係作業主任者技能講習規程の一部を改正する件(同二三四)

○特定化学物質等障害予防規則第八條第一項の厚生労働大臣が定める要件の一部を改正する件(同二三五)

○厚生労働大臣の所掌に係る個人情報保護の保護に関する法律に規定する権限又は事務のうち地方厚生局長等に委任するもの、委任を受ける職員の出職及び委任の効力の発生する日
(同二三六)

○食品衛生法施行令の規定に基づき登録養成施設を登録した件
(同二三七、一三八)

○食品衛生法施行令の規定に基づく登録養成施設の所在地の変更の件
(同二三九)

○食品衛生法の規定に基づき登録検査機関を登録した件(同二四〇)

○食品衛生法の規定に基づき登録検査機関の登録事項の変更の件
(同二四一)

○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間の一部を改正する件(同二四二)

○予防接種に関する国際証明書の承認済の印の形式及び使用機関の一部を改正する件(同二四三)

○薬事法第十四條第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件(同二四四)

○承認不要医薬品基準を廃止する件
(同二四五)

○租税特別措置法施行令第六條の六第三項第一号及び第二十八條の第十四第三項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準を定める件(同二四六)

○租税特別措置法施行令第六條の七及び第二十八條の第十四第五項の規定に基づく建替え病院用等建物の特別償却に関する基準の一部を改める件
(同二四七)

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六條等の規定に基づき補助金の交付に関する事務を委任する件の一部を改正する件
(同二四八)

○平成十七年度の血液製剤の安定供給に関する計画(同二四九)

○発破技士免許試験規程の一部を改正する件(同二五〇)

○労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件(同二五一)

○ボイラー技士、ボイラー溶接士及びボイラー整備士免許規程の一部を改正する件(同二五二)

○ボイラー掘付け工事作業主任者技能講習、ボイラー取扱技能講習、化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習及び普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習規程の一部を改正する件(同二五三)

○コンクリート破砕器作業主任者技能講習規程の一部を改正する件
(同二五四)

○林業架線作業主任者免許規程の一部を改正する件(同二五五)

○社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の規定に基づき平成十七年度の単位掛金額を定める件(同二五六)

○職業能力開発促進法施行規則第四十五條の二第二項第九号等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校を定める告示の一部を改正する件(同二五七)

○感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針の一部を改正する件(同二五八)

○インフルエンザに関する特定感染症予防指針の一部を改正する件
(同二五九)

○国立医薬品食品衛生研究所検査依頼規程の一部を改正する件(同二六〇)

○薬事法第六十三條第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療用具の一部を改正する件(同二六一)

○薬事法第四十三條第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件(同二六二)

○薬事法施行令第十五條の四第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等の一部を改正する件(同二六三)

○薬事法第五十條第十号等の規定に基づき使用の期限を記載しなければならぬ医薬品等の一部を改正する件
(同二六四)

○臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十條の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設の一部を改正する件(同二六五)

○都道府県知事の承認に係る医療用具を廃止する件(同二六六)

○都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件(同二六七)

○薬事法施行令第十五條の四第二項第二号口及びホの規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件(同二六八)

○放射線医薬品基準の一部を改正する件(同二六九)

○薬事法第十四條第一項の規定に基づき製造又は輸入の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬部外品等の一部を改正する件
(同二七〇)

第四十二条中「許可医薬品製造業者等、許可生物由来製剤製造業者等若しくは医薬品等製造業者等(以下「製造業者等」を「許可医薬品製造業者等」、許可生物由来製剤製造業者等若しくは医薬品等製造業者等(以下「製造業者等」を「製造業者等」に改める。

第二十条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改訂する省令(平成十六年厚生労働省令第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則

第一條 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

第二條 第一條による改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則第一條第四号の規定は、平成十八年十月一日以後に製造販売をされた医薬品について適用し、同日前に製造販売をされた医薬品については、なお従前の例による。

第三條 第一條による改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則第三十四條において引用する同令第一條第四号の規定は、医薬品製造販売業者に係る平成十七年度分及び平成十八年度分の安全対策等拠出金の納付並びに医薬品製造販売業者又は医療機器製造販売業者の当該拠出金に係る算定基礎取引額の算定については適用せず、なお従前の例による。

〇厚生労働省令第六十四号 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)の施行に伴い、薬事法施行令第一條の二第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる医薬品、医薬部外品、化粧品並びに医療用具の一品目の製造工程が二以上の製造所にわたる場合の製造管理及び品質管理に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

平成十七年三月三十一日 厚生労働大臣 尾辻 秀久

薬事法施行令第一條の二第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる医薬品、医薬部外品、化粧品並びに医療用具の一品目の製造工程が二以上の製造所にわたる場合の製造管理及び品質管理に関する省令を廃止する省令(平成十六年厚生省令第二十六号)は、廃止する。

〇厚生労働省令第六十五号 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)の施行に伴い、放射性医薬品の製造及び取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

附則

この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

〇厚生労働省令第六十六号 放射性医薬品の製造及び取扱規則(昭和三十六年厚生省令第四号)の一部を次のように改正する。

〇厚生労働省令第六十六号 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)の施行に伴い、並びに薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第三十九條の三第一項及び第四十條第二項において準用する同法第十條の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年三月三十一日 厚生労働大臣 尾辻 秀久 薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(平成十六年厚生労働省令百十二号)を次のように改正する。

この省令は、公布の日から施行する。

第一條のうち薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第四十三條第一項の改正規定中、「第百六十三條第一項」を「第百六十三條第一項(第二号における所在地は除く)」に改める。

〇厚生労働省令第六十七号 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第十條第四項及び第十八條の規定に基づき、中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

附則

この場合において、貸付金の届出については、管理医療機器の陳列その他の管理を行う者が行うものとする。

〇厚生労働省令第六十七号 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第十條第四項及び第十八條の規定に基づき、中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

〇厚生労働省令第六十七号 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第十條第四項及び第十八條の規定に基づき、中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

〇厚生労働省令第六十七号 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第十條第四項及び第十八條の規定に基づき、中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

この省令は、公布の日から施行する。

この場合において、貸付金の届出については、管理医療機器の陳列その他の管理を行う者が行うものとする。

〇厚生労働省令第六十七号 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第十條第四項及び第十八條の規定に基づき、中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

〇厚生労働省令第六十七号 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第十條第四項及び第十八條の規定に基づき、中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

〇厚生労働省令第六十七号 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第十條第四項及び第十八條の規定に基づき、中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

〇厚生労働省令第六十七号 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第十條第四項及び第十八條の規定に基づき、中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

この省令は、公布の日から施行する。

Table with 4 columns: Law Article, Provision, Description, and Application. It details amendments to the Small Business Pension Law and its regulations, including provisions for pension payments and interest.

第四の三の中「敷とする。」の下に「ただし、地理的条件、社会的条件、交通事情等に照らし、一つの病院に複数の二次医療圏の区域内の二類感染症の患者の入院を担当させることが効率的であると認められるときは、当該指定に係る病床が当該複数の二次医療圏の区域内の人口を勘案して必要と認められる病床数と以上となる限りにおいて、当該病院について、当該複数の二次医療圏の区域内の二類感染症の患者の入院を担当させる第二種感染症指定医療機関として指定することができ。」を加える。

第四の三に次のように加える。

6 新型インフルエンザ等の感染症の汎流行時に、地域におけるその治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、医薬品の備蓄又は確保に努める。

第四の六の五を同六の六とし、同六の四を同六の五とし、同六の三の次に次のように加える。

4 医薬品の備蓄又は確保に関する事項

第六の五を次のように改める。

五 その他ワクチン等の供給に関する留意点
新型インフルエンザの汎流行時等のようにワクチン等の需要がその供給を上回るものが予想される場合には、適切な供給が確保されるよう努める必要がある。

具体的には、新型インフルエンザが我が国において発生した場合を想定して、出現が予測される新型インフルエンザウイルスに対応するワクチン株の準備並びに必要なワクチンの生産及び供給が安全かつ迅速に行われるための体制を整備することが重要である。

そのため、インフルエンザワクチンの製造業者は、新型インフルエンザを想定したワクチン開発を行うよう努める必要がある。

国は、ワクチンの製剤化、非臨床試験及び臨床試験について、開発の支援を行うとともに、薬事法に基づく承認のための審査を迅速に行わせるよう配慮する。

また、国内での発生が極めて少ない感染症に係る医薬品について、外国における臨床試験の成績の活用等により薬事法に基づく承認のための審査を優先的に行わせるほか、緊急時において外国でその有効性及び安全性が確保された医薬品の使用以外にそのまん延防止

のため適当な方法がない場合には、健康危機管理の観点から、薬事法に基づく特例承認を与えることを含め、外国でその有効性及び安全性が確保された医薬品の供給が迅速に行われるよう配慮する。

第七の三の中「二類感染症、三類感染症及び四類感染症」を削り、「また、五類感染症の病原体等についても、民間の検査機関においては実施不可能な五類感染症の病原体等の検査について、その検査能力に応じて実施できる体制を備えていくことが重要である。」を「都道府県等は、広域にわたり又は大規模に感染症が発生し、又はまん延した場合を想定し、必要な対応についてあらかじめ近隣の都道府県等との協力体制について協議しておくことが望ましい。」また、「二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の病原体等については、地方衛生研究所において、人体から検出される病原体及び水、環境又は動物に由来する病原体の検出が可能となるよう、人材の養成及び必要な資器材の整備を行うよう努める。」に改める。

第十の二の中「都道府県等は」の下に「予防計画において」を加え、同一の二に後段として次のように加える。

特に、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）及びび痘そらについては、当該感染症の所見がある者が空港等に到着した場合、帰国した者が数日後、居住地又は職場で当該感染症の所見があると認められた場合等の具体的な事例を想定し、あらかじめ、予防計画において、医療提供体制や移送の方法等についての具体的な行動計画を定め、公表することとする。

第十の五中「の事項を踏まえること」を「定める事項を踏まえるとともに、特に、次に掲げる事項について規定すること」に改め、同五に次のように加える。

- 1 国又は他の地方公共団体から派遣された職員や専門家の受入れに関する事項
- 2 感染症のまん延を防止するため必要な情報の収集、分析及び公表に関する事項
- 3 緊急時における初動措置の実施体制の確立に関する事項

○厚生労働省告示第百五十九号
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百四十四号）第十一條第一項の規定に基づき、インフルエンザに関する特定感染症予防指針（平成十一年厚生省告示第百四十七号）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から適用する。
平成十七年三月三十一日
厚生労働大臣 尾辻 秀久

第三の五中「製造業者等」を「製造販売業者等」に改める。

第六を次のように改める。

第六 新型インフルエンザウイルスの感染拡大阻止へ向けた健康危機管理体制の強化
一 基本的考え方
海外における高病原性鳥インフルエンザウイルスの人への感染事例が発生していることから、新型インフルエンザウイルスの出現の危険性が高まっている。新型インフルエンザの汎流行に備え、通常のインフルエンザ対策の充実強化が新型インフルエンザ対策の充実強化につながるものと認識する必要がある。

国は、このような認識の下に、新型インフルエンザウイルスの出現を想定した調査体制の確立、ワクチン供給体制の整備、医療提供体制の確保及び抗インフルエンザウイルス薬の備蓄又は確保の着実な実施とともに、発生状況等に応じた対応方針の決定並びに行動計画の策定及びその定期的な見直しを行う。

二 迅速な情報入手システムの確立
新型インフルエンザウイルスが出現した場合の健康危機管理体制を有効に機能させるためには、まず、新型インフルエンザウイルスの出現を迅速かつ的確に把握することが不可欠である。国は、国内の新型インフルエンザウイルスの監視体制を一層強化するとともに、新型インフルエンザウイルスの出現が予想される地域を視野に入れた国内外の情報収集体制の整備を図ることが重要である。

都道府県等は、毎年のインフルエンザの流行時には、流行株の確認のためにウイルス分離検査、ウイルス抗原検査その他の検査を行い、その結果から新型インフルエンザウイルスの出現が疑われる場合には、直ちに型型の確認を行う。

三 インフルエンザワクチンの供給のための事前準備
新型インフルエンザが国内において発生した場合を想定して、出現が予測される新型インフルエンザウイルスに対応するワクチン株の準備並びに必要なワクチンの生産及び供給が安全かつ迅速に行われるための体制を整備することが重要である。

そのため、インフルエンザワクチンの製造業者は、新型インフルエンザを想定したワクチン開発を行うよう努める必要がある。

国は、ワクチンの製剤化、非臨床試験及び臨床試験について、開発の支援を行うとともに、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）に基づく承認のための審査を迅速に行わせるよう配慮する。

四 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄又は確保
新型インフルエンザの汎流行時に、抗インフルエンザウイルス薬の供給及び流通を的確に行うため、国及び都道府県等は、医薬品の備蓄又は確保に努める。

五 先進国による支援体制の強化
世界のいずれかの地域において、新型インフルエンザウイルスが出現し、又は流行した場合においては、世界保健機関等との連携の上、感染症に関する早期警戒と対策のためのネットワークである「グローバル感染症監視・対応ネットワーク」を速やかに活用し、情報を収集する。国立感染症研究所は、収集された情報等の分析及び当該地域における緊急的な疫学調査を行うとともに、国立国際医療センター、大学等の研究機関と連携して、出現した新型インフルエンザウイルスの検出方法の開発、有効かつ安全なワクチンの開発等に関する技術的支援を行う。新型インフルエンザウイルスが出現し、又は流行する国に対して先進国が共同して支援する体制を確立することが重要である。

○厚生労働省告示第百六十号
薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成十四年法律第九十六号）の施行に伴い、国立医薬品食品衛生研究所検査依頼規程（昭和三十五年厚生省告示第百四十四号）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から適用する。
平成十七年三月三十一日
厚生労働大臣 尾辻 秀久

本則及び別表第一中「医療用具」を「医療機器」に改める。

○厚生労働省告示第百六十一号
薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)の施行に伴い、昭和三十六年厚生省告示第二十一号(薬事法第六十三条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療用具)を次のように改正し、平成十七年四月一日から適用する。
平成十七年三月三十一日
厚生労働大臣 尾辻 秀久

次の題名を付する。
薬事法第六十三条第一項第四号の規定に基づき医療機器
○厚生労働省告示第百六十二号
薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)の施行に伴い、薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検査を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等(昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号)を次のように改正し、平成十七年四月一日から適用する。
平成十七年三月三十一日
厚生労働大臣 尾辻 秀久

本則中「第八条及び第十条」を「第五十八条及び第六十条」に、「第四十八条第一項」を「第九十九条第一項」に改める。
○厚生労働省告示第百六十三号
薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)の施行に伴い、薬事法施行令第十五条の四第二項第一号イの規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等(昭和四十五年厚生省告示第三百六十六号)を次のように改正し、平成十七年四月一日から適用する。
平成十七年三月三十一日
厚生労働大臣 尾辻 秀久

題名中「第十五条の四第二項第一号イ」を「第八十条第二項第五号」に改める。
○厚生労働省告示第百六十四号
薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)の施行に伴い、薬事法第五十条第十号の規定に基づき使用の期限を記載しなければならない医薬品等(昭和五十五年厚生省告示第百六十六号)を次のように改正し、平成十七年四月一日から適用する。
平成十七年三月三十一日
厚生労働大臣 尾辻 秀久

○厚生労働省告示第百六十五号
薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)の施行に伴い、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設(昭和五十六年厚生省告示第十七号)を次のように改正し、平成十七年四月一日から適用する。
平成十七年三月三十一日
厚生労働大臣 尾辻 秀久

第四号ハ中「医療用具」を「医療機器」に、「製造業の許可を受けた者の製造所」を「製造販売業の許可を受けた者の営業所」に、「第二十二条」を「第十三条」に、「輸入販売業の許可を受けた者の営業所」を「製造業の許可を受けた者の製造所」に改める。
○厚生労働省告示第百六十六号
薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)の施行に伴い、都道府県知事の承認に係る医療用具(昭和六十年厚生省告示第四十三号)は、平成十七年三月三十一日限り廃止する。
平成十七年三月三十一日
厚生労働大臣 尾辻 秀久

○厚生労働省告示第百六十七号
薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)の施行に伴い、都道府県知事の承認に係る医薬部外品(平成六年厚生省告示第九十四号)を次のように改正し、平成十七年四月一日から適用する。
平成十七年三月三十一日
厚生労働大臣 尾辻 秀久

本則中「第十五条の二第二項第一号」を「第八条第二項第五号」に改め、「第十三条」において準用する場合を含む。を削る。
○厚生労働省告示第百六十八号
薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)の施行に伴い、薬事法施行令第十五条の四第二項

第二号ロ及びホの規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品(平成七年厚生省告示第四号)を次のように改正し、平成十七年四月一日から適用する。
平成十七年三月三十一日
厚生労働大臣 尾辻 秀久

題名中「第十五条の四第二項第二号ロ及びホ」を「第八十条第二項第三号ロ及びビ」に改める。
第二号ロ中「医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理規則(平成十一年厚生省令第十六号)第一条第七項」を「医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成十六年厚生省令第七十九号)第二条第八項」に改める。
第二号ハ中「第二条第六項」を「第二条第十項」に、「第十五条の四第二項第二号イ」を「第八十条第二項第三号イ」に、「同号ホ」を「同号ニ」に改める。
○厚生労働省告示第百六十九号
薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)の施行に伴い、放射線医薬品基準(平成八年厚生省告示第二百四十二号)を次のように改正し、平成十七年四月一日から適用する。
平成十七年三月三十一日
厚生労働大臣 尾辻 秀久

第1第24項中「(海)海(海)海」を「(海)海(海)海」に改める。
○厚生労働省告示第百七十号
薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)の施行に伴い、薬事法第十四条第一項の規定に基づき製造又は輸入の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬部外品等(平成九年厚生省告示第五十三号)を次のように改正し、平成十七年四月一日から適用する。
平成十七年三月三十一日
厚生労働大臣 尾辻 秀久

題名及び表中「製造又は輸入」を「製造販売」に改める。
○厚生労働省告示第百七十一号
薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)の施行に伴い、家庭用マッソーシ器及び家庭用指圧器(平成十年厚生省告示第百七十七号)は、平成十七年三月三十一日限り廃止する。
平成十七年三月三十一日
厚生労働大臣 尾辻 秀久

○厚生労働省告示第百七十四号
薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)の施行に伴い、医用不織布ガーゼ基準(平成十二年厚生省告示第百三十三号)は、平成十七年三月三十一日限り廃止する。
平成十七年三月三十一日
厚生労働大臣 尾辻 秀久

○厚生労働省告示第百七十五号
薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)の施行に伴い、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針(平成十五年厚生省告示第百二十七号)を次のように改正し、平成十七年四月一日から適用する。
平成十七年三月三十一日
厚生労働大臣 尾辻 秀久

第一の一の中「以下「改正薬事法」という。」を削る。
第一の一の4中「製造業者等」を「製造販売業者等」に改める。
第三の四中「及び製造業者」を「製造販売業者及び製造業者」に、「製造業者等」を「製造販売業者等」に改める。
第五の二中「製造業者等」を「製造販売業者等」に、「製造業者及び販売業者」を「国内の献血に由来する血液製剤の」を「国内の献血に由来する血液製剤を取り扱う製造販売業者等は、その」に改める。

○厚生労働省告示第百七十二号
薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)の施行に伴い、家庭用電気磁気治療器基準(平成十年厚生省告示第百八十八号)は、平成十七年三月三十一日限り廃止する。
平成十七年三月三十一日
厚生労働大臣 尾辻 秀久

○厚生労働省告示第百七十三号
薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)の施行に伴い、家庭用永久磁石磁気治療器基準(平成十年厚生省告示第百九十九号)は、平成十七年三月三十一日限り廃止する。
平成十七年三月三十一日
厚生労働大臣 尾辻 秀久

○厚生労働省告示第百七十四号
薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)の施行に伴い、医用不織布ガーゼ基準(平成十二年厚生省告示第百三十三号)は、平成十七年三月三十一日限り廃止する。
平成十七年三月三十一日
厚生労働大臣 尾辻 秀久

○厚生労働省告示第百七十五号
薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)の施行に伴い、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針(平成十五年厚生省告示第百二十七号)を次のように改正し、平成十七年四月一日から適用する。
平成十七年三月三十一日
厚生労働大臣 尾辻 秀久

第一の一の中「以下「改正薬事法」という。」を削る。
第一の一の4中「製造業者等」を「製造販売業者等」に改める。
第三の四中「及び製造業者」を「製造販売業者及び製造業者」に、「製造業者等」を「製造販売業者等」に改める。
第五の二中「製造業者等」を「製造販売業者等」に、「製造業者及び販売業者」を「国内の献血に由来する血液製剤の」を「国内の献血に由来する血液製剤を取り扱う製造販売業者等は、その」に改める。

○厚生労働省告示第百七十六号
薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)の施行に伴い、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針(平成十五年厚生省告示第百二十七号)を次のように改正し、平成十七年四月一日から適用する。
平成十七年三月三十一日
厚生労働大臣 尾辻 秀久

第一の一の中「以下「改正薬事法」という。」を削る。
第一の一の4中「製造業者等」を「製造販売業者等」に改める。
第三の四中「及び製造業者」を「製造販売業者及び製造業者」に、「製造業者等」を「製造販売業者等」に改める。
第五の二中「製造業者等」を「製造販売業者等」に、「製造業者及び販売業者」を「国内の献血に由来する血液製剤の」を「国内の献血に由来する血液製剤を取り扱う製造販売業者等は、その」に改める。

○厚生労働省告示第百七十七号
薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)の施行に伴い、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針(平成十五年厚生省告示第百二十七号)を次のように改正し、平成十七年四月一日から適用する。
平成十七年三月三十一日
厚生労働大臣 尾辻 秀久

第一の一の中「以下「改正薬事法」という。」を削る。
第一の一の4中「製造業者等」を「製造販売業者等」に改める。
第三の四中「及び製造業者」を「製造販売業者及び製造業者」に、「製造業者等」を「製造販売業者等」に改める。
第五の二中「製造業者等」を「製造販売業者等」に、「製造業者及び販売業者」を「国内の献血に由来する血液製剤の」を「国内の献血に由来する血液製剤を取り扱う製造販売業者等は、その」に改める。

第五の三中「製造業者」を「製造販売業者及び製造業者」に、「から製造業者」を「から製造販売業者及び製造業者」に、「を製造業者」を「を製造販売業者及び製造業者」に、「及び製造業者」を「及び製造販売業者及び製造業者」に改める。

第六の四中「製造業者及び輸入販売業者」を「製造販売業者及び外国特例承認取得者」に、「改正薬事法」を「薬事法」に、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）」による改正後の「薬事法」を「薬事法」に改める。

第八の二中「製造業者等」を「製造販売業者等」に改める。
○厚生労働省告示第七十六号
薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成十四年法律第九十六号）の施行に伴い、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二十九号）を次のように改正し、平成十七年四月一日から適用する。

○厚生労働省告示第七十七号
薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成十四年法律第九十六号）の施行に伴い、生物由来原料基準（平成十五年厚生労働省告示第二十号）を次のように改正し、平成十七年四月一日から適用する。
平成十七年三月三十一日
厚生労働大臣 尾辻 秀久

第一の一中「関係施設」を「関係施設」に改める。
第二の1の(1)及び同2の(1)中「関係施設」を「関係施設」に改める。
第三の1の(1)中「関係施設」を「関係施設」に改める。
第三の2の(1)及び同3の(1)中「関係施設」を「関係施設」に改める。
第四の1の(5)中「関係施設」を「関係施設」に改める。
第四の2の(1)中「関係施設」を「関係施設」に改める。
第四の3の(1)中「関係施設」を「関係施設」に改める。

○厚生労働省告示第七十八号
薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成十四年法律第九十六号）の施行に伴い、平成十六年厚生労働省告示第八十七号「救済給付の現価に相当する額の算定方法」を次のように改正し、平成十七年四月一日から適用する。
平成十七年三月三十一日
厚生労働大臣 尾辻 秀久

第一の2中「関係施設」を「関係施設」に改める。
第二中「関係施設」を「関係施設」に改める。
○厚生労働省告示第七十九号
薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成十四年法律第九十六号）の施行に伴い、薬事法施行規則第二十九条の二の規定に基づき深夜及び早朝の時間帯として厚生労働大臣が定める時間帯（平成十六年厚生労働省告示第九十二号）を次のように改正し、平成十七年四月一日から適用する。
平成十七年三月三十一日
厚生労働大臣 尾辻 秀久

○厚生労働省告示第八十号
薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成十四年法律第九十六号）の施行に伴い、他の一般販売業の店舗と共同して行う医薬品の販 又は授与に関する厚生労働大臣が定める基準（平成十六年厚生労働省告示第九十三号）を次のように改正し、平成十七年四月一日から適用する。
平成十七年三月三十一日
厚生労働大臣 尾辻 秀久

が定める基準（平成十六年厚生労働省告示第九十三号）を次のように改正し、平成十七年四月一日から適用する。
平成十七年三月三十一日
厚生労働大臣 尾辻 秀久

○厚生労働省告示第八十一号
租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十五第一項第一号の規定に基づき、租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成十五年厚生労働省告示第四十七号）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から適用する。
平成十七年三月三十一日
厚生労働大臣 尾辻 秀久

○厚生労働省告示第八十二号
独立行政法人医薬品衛生研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第五十七号）附則第二条第一号及び第二号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する内部組織を次のように定めたので、告示する。
平成十七年三月三十一日
厚生労働大臣 尾辻 秀久

○厚生労働省告示第八十五号
中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第十三条第二項の規定に基づき、平成十六年四月一日前に退職した被共済者であつて平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものを、平成十六年四月一日以後平成十七年四月一日前に退職した被共済者であつて同年八月一日から平成十八年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものを、平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものを、平成十七年四月一日以後平成十八年四月一日前に退職した被共済者であつて同年七月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものを、年一パーセントとする。
平成十七年三月三十一日
厚生労働大臣 尾辻 秀久

○厚生労働省告示第八十三号
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十四年政令第二九十二号）以下「経過措置政令」という。第七條第二項の規定に基づき、平成十七年度に係る中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第十條第二項第三号口及び経過措置政令第二條第一項第三号口(1)の支給率は、〇・〇〇六〇とする。
平成十七年三月三十一日
厚生労働大臣 尾辻 秀久

○厚生労働省告示第八十四号
中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第八十八号）第二條第一号及び第二号の規定に基づき、平成十六年四月一日前に退職した被共済者であつて平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものを、平成十六年四月一日以後平成十七年四月一日前に退職した被共済者であつて同年八月一日から平成十八年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものと及び平成十七年四月一日以後平成十八年四月一日前に退職した被共済者であつて同年七月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものとを、年一パーセントとする。
平成十七年三月三十一日
厚生労働大臣 尾辻 秀久

○厚生労働省告示第八十五号
中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第十三条第二項の規定に基づき、平成十六年四月一日前に退職した被共済者であつて平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものを、平成十六年四月一日以後平成十七年四月一日前に退職した被共済者であつて同年八月一日から平成十八年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものを、平成十七年四月一日以後平成十八年四月一日前に退職した被共済者であつて同年七月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものを、年一パーセントとする。
平成十七年三月三十一日
厚生労働大臣 尾辻 秀久

○厚生労働省告示第八十六号
中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第十三条第二項の規定に基づき、平成十六年四月一日前に退職した被共済者であつて平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものを、平成十六年四月一日以後平成十七年四月一日前に退職した被共済者であつて同年八月一日から平成十八年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものを、平成十七年四月一日以後平成十八年四月一日前に退職した被共済者であつて同年七月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものを、年一パーセントとする。
平成十七年三月三十一日
厚生労働大臣 尾辻 秀久